

⑦土地の管理について規定

土地などの所有者は、その所有地にごみなどが捨てられたり、雑草その他により著しく周辺の環境を損なう状態になった場合は、自らの責任でごみなどを適正に処理しなければなりません。
また、その土地に生育している竹木の枝が公共の場所へ越えないよう管理しなければなりません。



⑧落書きを禁止

公共の場所や施設、他人の建物や壁などへ落書きすることを禁止しました。
*違反した場合は、10万円以下の罰金を課される場合があります。



罰則規定

違反者を発見

推進員や指導員による
注意・喚起を行います。

(従わなければ)
指導・勧告

前記①～④、⑤左段、⑥、⑦について違反者に対し、指導員が「指導・勧告」をして改善を求めます。

(従わなければ)
公表

④について「指導・勧告」をしても改善されなければ、指導員が違反者を公表します。

(従わなければ)
命令

指導・勧告をしても改善されなければ、違反者に対し、指導員が「命令」を行い、改善を求めます。

(悪質の場合)
罰則

指導・勧告、そして命令の手続きを行っても改善されず、違反行為が悪質の場合は、違反者に対し、罰則の適用を図ります。

②・⑧：10万円以下の罰金
③・⑥：5万円以下の罰金

②・③・⑥
の違反事項

②・③・⑥
の違反事項

⑧の
違反事項

遵守事項・禁止事項

①ごみステーションなどの利用上のルールを規定

可燃ごみステーションおよび資源ごみ分別収集拠点を利用する方は、排出の日時・方法を守り、適正に分別しなければなりません。



②資源ごみ分別収集拠点からの資源再生物の持去りを禁止

資源の再利用を目的として資源ごみ分別収集拠点に集められる資源再生物を、市が指定する者以外の者が持去る事を禁止しました。
*違反した場合は、10万円以下の罰金を課される場合があります。



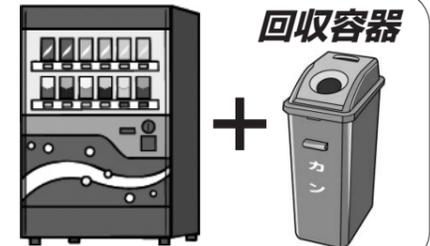
③空き缶、吸い殻などの放置、投棄を禁止

空き缶、吸い殻などのポイ捨てを禁止します。
ポイ捨ての対象となるものは、飲料物の缶、びん、ペットボトルなどの容器、たばこの吸い殻、ガムの噛みかす、紙くず、その他これらに類する物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものです。
*違反した場合は、5万円以下の罰金を課される場合があります。



④回収容器の設置および管理について規定

自動販売機により飲食物を販売する者は、空き缶、ペットボトル、紙パックなどを回収するための回収容器を設置するとともに、回収容器が空き缶などであふれ、周囲に散らかることのないよう適切な管理をしなければなりません。



⑤犬、猫の管理について規定



飼い犬を道路、公園、海岸など公共の場所で散歩や運動をさせるときは、引き綱やリードなどで飼い犬をコントロールしなければなりません。



猫を飼う場合は、敷地内で飼うように努めてください。

⑥犬猫などのふんの放置、投棄を禁止

飼っている犬猫などの動物が公共の場所や他人の土地でふんをしたときは、放置したり、投棄したりすることが禁止されました。
*違反した場合は、5万円以下の罰金を課される場合があります。

